

## 建設工事に係る社会保険等未加入対策の実施について

平成 28 年 10 月 3 日

今治市契約課

本市では、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、建設工事に係る社会保険等未加入対策を下記のとおり実施します。

つきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から適用することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日から入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

#### 2 内 容

- (1) 一般競争入札案件において、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険（加入義務のない者は除く。))（以下社会保険等という。）の加入を入札参加資格要件とします。
- (2) 指名競争入札案件において、社会保険等の未加入業者は指名しないこととします。
- (3) 平成 29・30 年度建設工事等競争入札参加資格審査申請以降の申請要件に社会保険等の加入を追加し、未加入業者からの申請は、受付けないこととします。

#### 3 確認方法

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認を行います。
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証明する次のいずれかの書類を提出してください。

ア 雇用保険の加入に関する書類

(ア) 雇用保険料納入証明書の原本

(イ) 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書の写し

イ 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

(ア) 社会保険料納入証明書の原本

(イ) 保険料納付領収証書（直前3か月以内のもの）の写し

ウ 社会保険等の適用除外に係る誓約書

社会保険等の届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することが出来ない場合に提出してください。